

国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程

制定 平成16年4月1日 16規程第4号

(13規程第25号の全部改正)

最終改正 令和5年10月1日 令05規程第20号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における外来研究員（次条に定める者をいう。）の招へい又は受入れに関し必要な事項を定めることにより、研究所が行う研究の推進を図ることを目的とする。

(外来研究員)

第2条 外来研究員とは、原則として5年以上研究に従事した経験（修士課程及び博士課程を含む。）を有する研究所に所属しない者であって、自己の知見、経験等を活かし、研究所が行う研究の推進（研究所の管理及び運営を除く。）に協力するため、研究所において研究、調査、指導、助言、支援等（国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に規定する業務のいずれかに該当する場合に限る。以下「研究活動等」という。）を行う者をいう。

2 外来研究員は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる基準に該当する者とし、それぞれ下欄に掲げる研究活動等を実施するものとする。

区分	基準	研究活動等
一 客員研究員	次のいずれかに該当する者であって、高度な専門知識を有する者 イ 公的研究機関の主任研究員以上の者 ロ 高等教育機関の准教授以上の者 ハ 公的研究機関及び高等教育機関以外の機関において15年以上研究に従事した経験（修士及び博士課程を含む。）を有し、イ又はロに掲げる者と同程度の能力を有する者であって、研究所以外の機関に所属する者	研究ユニット等（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第6条第3項第2号及び第3号に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボ並びに同規則第97条に規定するチームをいう。以下同じ。）において研究、調査、指導、助言等を行う。

二 研究支援アドバイザー	研究所以外の機関に所属する者であって、特定の分野についての十分な知識及び経験を有する者	研究所において研究、調査又は助言を行う。
三 産総研連携アドバイザー	次のいずれかに該当する者であって、地域の産学官連携に十分な知識及び経験を有する者 イ 公設試験研究機関、産業支援機関、高等教育機関その他地域センター等（企画本部、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターをいう。以下同じ。）の長が認める機関（以下「公設試験研究機関等」という。）に所属する者 ロ 現に研究所以外の機関に所属し、かつ、過去に公設試験研究機関等に所属した経験を有する者	地域センター等において技術マーケティング活動の助言又は支援を行う。
四 協力研究員	次のいずれかに該当する者であって、研究を円滑に遂行する能力を有する者 イ 独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人科学技術振興機構等の事業により研究所を受入れ機関とする者（以下「特別研究員」という。） ロ 客員研究員、研究支援アドバイザー、産総研連携アドバイザー及び特別研究員以外の者であって研究所以外の機関に所属する者	研究ユニット等において研究、調査又は助言を行う。

(外来研究員の招へいに係る手続)

第3条 次に掲げる者は、外来研究員の招へいに係る申請をすることができる。

一 職員

二 第五号職員（国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号）第4条第5号に掲げる者をいう。）であって、次に掲げる組織の長である者

イ 研究ユニット等

ロ 組織規程第6条に規定する領域に組織規則の定めるところにより置かれる室

ハ 組織規程第6条第4項に規定する地質情報基盤センター及び計量標準普及センター並びにそれらの組織に組織規則の定めるところにより置かれる室

ニ 組織規程第3章第2節に規定する本部組織に組織規則の定めるところにより置かれる

部及び室（部の下に置かれる室を除く。）

ホ 組織規程第3章第4節に規定する特別の組織に組織規則の定めるところにより置かれる室

ヘ 地域センター等

ト 組織規則第7条第2項に規定する研究グループ

チ 組織規則第8条第2項に規定する研究チーム

- 2 外来研究員（協力研究員のうち特別研究員に該当する者を除く。）の招へいを希望する者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる組織の長の承諾を得た上で、招へいしようとする者の履歴書1通を添えて、理事長に申請しなければならない。

区分	組織の長
一 客員研究員	受入れを予定する研究ユニット等の長
二 研究支援アドバイザー	受入れを予定する部門等（前項第2号に掲げる組織をいう。）の長
三 産総研連携アドバイザー	受入れを予定する地域センター等の長
四 協力研究員	受入れを予定する研究ユニット等の長

- 3 理事長は、第2条第2項の表の中欄に掲げる基準に該当すると認めるときは、外来研究員として招へいすることができる。

（協力研究員の受入れ）

第4条 協力研究員として受入れを希望する者（以下「受入希望者」という。）は、企画本部長が別に定める必要事項を記載した書面及び受入希望者の履歴書1通を理事長に提出することにより申請しなければならない。この場合において、研究所以外の機関に所属する者にあつてはその所属する機関を通じて、特別研究員にあつてはその本人が申請するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による申請があつた場合であつて、第2条第2項の表第4号に掲げる協力研究員に係る同表中欄に掲げる基準に該当すると認めるときは、協力研究員として受け入れることができる。

（外来研究員担当者）

第5条 理事長は、外来研究員を招へいし、又は受け入れるときは、当該外来研究員ごとに第3条第1項各号に掲げる者のうちから外来研究員担当者を指名することができる。

- 2 外来研究員担当者は、研究活動等の円滑な実施を図るため、外来研究員が行う研究活動等の実施状況の把握及び研究活動等に対する支援に係る業務を行う。

（外来研究員契約の締結）

第6条 理事長は、外来研究員を招へいし、又は受け入れるときは、当該外来研究員の所属機関（特別研究員にあつてはその本人）と外来研究員受入れに係る契約（以下「外来研究員契約」という。）を締結するものとする。ただし、第3条第3項の規定により外来研究員を招へいするときは、契約書の締結を省略し、又はこれらに代わる書類をもって処理することができる。

- 2 外来研究員契約の契約期間は、2年以内（独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法

人科学技術振興機構等の事業において受入期間があらかじめ定められている場合にあつては、当該期間)とする。

3 前項の規定に関わらず、理事長が特に必要があると認めるときは、契約期間を更新することができる。

(外来研究員の謝金等)

第7条 理事長は、別に定める要領に従い、第3条第3項の規定により招へいた外来研究員に対し、謝金及び旅費を支給することができる。

(外来研究員の義務)

第8条 外来研究員は、理事長及び外来研究員担当者の指示並びに研究所の規程その他の定めに従わなければならない。

2 外来研究員は、特許法(昭和34年法律第121号)、実用新案法(昭和34年法律第123号)、意匠法(昭和34年法律第125号)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)、種苗法(平成10年法律第83号)又は著作権法(昭和45年法律第48号)に基づき権利の確保が行われているものを除いて、研究活動等を通じて知ることができたすべての秘密について、外来研究員契約の期間中及び終了後においても、外部に漏らしてはならない。

(設備等の持込み)

第9条 理事長は、研究所の規程その他の定め範囲において、外来研究員が研究活動等を行うために必要な研究設備、消耗品等(以下「設備等」という。)の持込みを認めることができる。

(経費の負担)

第10条 第3条第3項の規定により招へいた外来研究員に係る経費は、研究所が負担するものとする。

2 第4条の規定により受け入れた外来研究員に係る経費は、連携研究等経費算定要領(19要領第15号)で定めるところにより、当該外来研究員が所属する機関が負担するものとする。

(外来研究員への損害賠償の請求)

第11条 理事長は、外来研究員が故意又は重大な過失により研究所の施設、設備等に損害を与えたときは、当該外来研究員又はその所属する機関に損害賠償を請求することができる。

(研究所への損害賠償の請求)

第12条 外来研究員が所属する機関(特別研究員にあつてはその本人)は、研究所の役員、職員及び契約職員が故意又は重大な過失により外来研究員の設備等に損害を与えたときは、研究所に損害賠償を請求することができる。

(外来研究員契約の解除)

第13条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、外来研究員契約を解除することができる。

- 一 研究活動等により研究所の業務に重大な支障が生じたとき。
- 二 天災その他やむを得ない事由により研究活動等が困難となったとき。
- 三 外来研究員が第8条の規定に違反したとき。

2 理事長は、前項の規定により外来研究員契約を解除するときは、遅延なく、その旨を外

来研究員及び所属機関に通知するものとする。

(知的財産権の帰属等)

第14条 外来研究員が研究活動等において行った発明等に係る知的財産権（国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号）第2条に規定する権利、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権及び外国における前記の権利に相当する権利その他一切の知的財産権をいう。）は、研究所に帰属するものとする。ただし、研究所と外来研究員が所属する機関（特別研究員にあつてはその本人）との間に別段の合意があるときは、この限りでない。

(外来研究成果の報告)

第15条 外来研究員は、外来研究員契約が満了したとき又は解除されたときは、遅延なく、研究所が別に指定する国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員成果報告書を理事長に提出しなければならない。

附 則（16規程第4号・全部改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に改正前の独立行政法人産業技術総合研究所客員研究員規程（13規程第25号。以下「旧規程」とする。）第5条の規定により客員研究契約を締結した者は、契約期間終了までなお従前の例による。ただし、旧規程第6条による継続更新は行わない。

(独立行政法人産業技術総合研究所受託研究規程の一部改正)

3 独立行政法人産業技術総合研究所受託研究規程（13規程第21号）の一部を次のように改正する。

第11条中「客員研究員」を「外来研究員」に改める。

(独立行政法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程の一部改正)

4 独立行政法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程（13規程第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「客員研究員」を「外来研究員」に改める。

(独立産業技術総合研究所研究試料取扱規程の一部改正)

5 独立行政法人産業技術総合研究所研究試料取扱規程（13規程第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「客員研究員」を「外来研究員」に改める。

(独立行政法人産業技術総合研究所職員人事評価規程の一部改正)

6 独立行政法人産業技術総合研究所職員人事評価規程（13規程第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「客員研究員」を「外来研究員」に改める。

附 則（17規程第73号・一部改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（19規程第12号・一部改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（21規程第37号・一部改正）

この規程は、平成21年9月25日から施行する。

附 則（22規程第104号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（22規程第113号・一部改正）

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（24規程第27号・一部改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（24規程第55号・一部改正）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年3月9日から施行する。

附 則（27規程第49号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第120号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第42号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（28規程第55号・一部改正）

この規程は、平成28年7月14日から施行する。

附 則（30規程第14号・一部改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令01規程38号・一部改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第13号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に締結している外来研究員契約の契約期間は、なお従前の例による。

附 則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第41号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第7号・一部改正）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令04規程第22号・一部改正）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令05規程第11号・一部改正）

この規程は、令和5年6月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令05規程第13号・一部改正）

この規程は、令和5年7月27日から施行する。

附 則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。